

伊丹市測量成果の複製及び使用承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）第43条及び法第44条の規定に基づく承認を行う際に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 測量成果 測量において最終の目的として得た結果で紙地図、数値地図、空中写真等のうち都市計画課が保有するものをいう。
- (2) 複製 測量成果をコピー、スキャン等の測量でない行為で複製したものを基図として、情報の削除若しくは独自情報を付加すること等をいう。
- (3) 使用 測量成果をトレース等により調整し直して、別種の地図を作成すること等をいう。

(承認の申請)

第3条 法第43条及び法第44条の規定に基づく承認申請を行おうとする者は、測量成果の複製承認申請書（様式第1号）又は測量成果の使用承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(承認の基準)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領（平成20年3月31日国地達第13号）等（改正されたものにあつては改正後の基準）に準じて承認を行うものとする。

(承認の条件)

第5条 市長は、前条の基準により承認しようとするときは、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 成果品に市の測量成果を複製又は使用した旨を明示すること。
- (2) 複製又は使用により成果品を得たときは、速やかにその成果

品を1部市長に提出すること。

- (3) 複製又は使用する測量成果を申請に係る目的以外に利用しないこと。
- (4) 複製又は使用の成果を第三者に譲渡又は貸与しないこと。
- (5) 複製又は使用の成果から第二原図等を再複製しないこと。
- (6) 貸与のあったデータは申請者の管理のもと他に漏えいしないよう厳格に管理すること。また、成果品を得たときは速やかに当該データ（複製したデータを含む）を破棄し、または破棄したことを確認すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、測量成果を適正に管理するため特に市長が必要と認めるもの。

（承認の通知等）

第6条 市長は、第4条の基準により承認したときは測量成果の複製承認通知書（様式第3号）又は測量成果の使用承認通知書（様式第4号）により、承認しなかったときは測量成果の複製不承認通知書（様式第5号）又は測量成果の使用不承認通知書（様式第6号）により、その旨を申請をした者に通知するものとする。

（承認の取消し）

第7条 市長は、承認を得た者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条の基準に適合しないことが判明したとき。
- (2) 第5条の規定により付した条件に従わなかったとき。

2 前項の規定による承認の取消しは、測量成果の複製承認取消通知書（様式第7号）又は測量成果の使用承認取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

測量成果の複製承認申請書

測量法第43条の規定により下記のとおり承認を申請します。

年 月 日

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

伊丹市長様

複製の目的	
複製する測量成果の種類及び内容	
複製する測量成果の交付年月日又は地図の発行年次	
複製の範囲又は区域	
複製の作業方法	
複製の期間	
複製品の利用方法及び配布の範囲 有償 無償	
複製品の部数	
複製機関名	名称及び代表者の氏名
	所在地
複製業者	氏名
	所在地
備考	

測量成果の使用承認申請書

測量法第44条の規定により下記のとおり承認を申請します。

年 月 日

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）

印

伊丹市長様

使用目的又は当該測量の種類	
測量地域	
使用期間	
使用する測量成果の種類及び内容	
測量精度	
使用方法	
完成図の縮尺及び名称	
測量計画機関	名称及び代表者の氏名
	所在地
複製作業機関	名称及び代表者の氏名
	所在地
成果入手年月日	
公共測量実施計画書提出年月日	
備考	

伊 第 号
年 月 日

様

伊丹市長 印

測量成果の複製承認通知書

年 月 日付で申請のあった測量成果の複製については、測量法第43条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 承認事項

- (1) 複製目的
- (2) 複製する測量成果の種類及び内容
- (3) 複製期間
- (4) 複製部数
- (5) 複製作業者

2. 条件

3. 承認の取消し

承認事項及び条件は厳守してください。
これらに違反するときは承認を取り消すことがあります。

以 上

伊 第 号
年 月 日

様

伊丹市長 印

測量成果の使用承認通知書

年 月 日付で申請のあった測量成果の複製については、測量法第44条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 承認事項

- (1) 使用目的
- (2) 使用する測量成果の種類及び内容
- (3) 使用期間
- (4) 測量作業機関

2. 条件

3. 承認の取消し

承認事項及び条件は厳守してください。
これらに違反するときは承認を取り消すことがあります。

以 上

伊 第 号
年 月 日

様

伊丹市長 印

測量成果の複製不承認通知書

年 月 日付で申請のあった測量成果の複製については、下記の理由により承認できません。

記

不承認の理由

以 上

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。
- 3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

伊 第 号
年 月 日

様

伊丹市長 印

測量成果の使用不承認通知書

年 月 日付で申請のあった測量成果の使用については、下記の理由により承認できません。

記

不承認の理由

以 上

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。
- 3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

伊 第 号
年 月 日

様

伊丹市長 印

測量成果の複製承認取消通知書

年 月 日付伊 第 号にて通知した測量成果の複製の承認については、下記の理由により取り消します。

記

取消しの理由

以 上

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。
- 3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

伊 第 号
年 月 日

様

伊丹市長 印

測量成果の使用承認取消通知書

年 月 日付伊 第 号にて通知した測量成果の使用の承認については、下記の理由により取り消します。

記

取消しの理由

以 上

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。
- 3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。